

アルド・レオポルドの環境思想と環境倫理における
「責任」概念について

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2012-10-26 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 芳賀, 直哉 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00006830

アルド・レオポルドの環境思想と環境倫理における 「責任」概念について

芳賀直哉

はじめに

アメリカにおける環境倫理学の進展が一九七〇年代にはじまったことは、このころから地球環境問題が真剣に取り上げられるようになったことと無関係ではない。この新分野の思想的系譜のなかでつねに取り上げられる人物がレオポルドである。かれこそが、「生命中心主義」（あるいは「生態系中心主義」など）の立場を先駆けて明示的に提起したのだとされる。従来の倫理概念が「理性」に根拠づけられていた（また、この故に「人間中心主義」と規定される）のに対し、レオポルドの環境「倫理」が「理性」ではなく「生命」を基礎にしている点で、上の評価は間違いではない。しかし、「生命」にこそ最終的価値を置いて「倫理」を構築しようとしたのはレオポルドが初めてではない。かれが直接言及している箇所はないにせよ、シュヴアイツァーの有名な「生への畏敬の倫理」からの触発があつたにちがいない。

このような観点から、本発表は二人の関連性を見てから二人ともが強調する環境倫理的「責任」概念の検証を試みる。

一 アルド・レオポルドの「土地倫理[land ethic]」

この有名なエッセイは、従来の「倫理」概念の拡張、同時に「共同体」概念も従来の人間社会という境界から生物共同体という意味への拡大を提起したレオポルドの代表作である。ここでは「土地[Land]」というのは一般に理解される意味を遙かにこえてほとんど「自然」とか「生態系」と同じである。以下に、この論文の中心思想についての要約を示す。また、「土地倫理」論文にて明瞭に示されたレオポルドの考えの基となった一九四四年に書かれた論文“Conservation: In Whole or in Part?”の要旨を紹介する。

(a) アルド・レオポルドの生涯

アルド・レオポルド (Aldo Leopold, 1887-1948) は、その名からもわかるようにドイツ系のアメリカ人である。祖父の代に新大陸に移住してきた一家は、アルドが生まれた一八八七年当時アイオワ州バーリントンに住んでいた。かれはエール大学の Forest School (林学科修士課程) を一九〇九年に修了すると同時に、合衆国森林局に就職してアリゾナ州のアパッチ国有林を管理する森林官補として働くことになった。以後、一九三三年にウィスコンシン大学農学部農業経済学科の Game Management (狩猟鳥獣管理学) 講座の初代教授に就任するまでの二十数年間を森林管理の仕事に携わることになる。しかし、この経歴はかれの晩年の環境倫理思想を理解するうえで大事な点である。それというのも、かれの「土地倫理」は机上の文献研究から生じたものではなく、職業上のフィールド体験を通して得た概念だからである。はじめ、かれはなんらの疑いも抱かず、その専門職としての義務から、狩猟獣シカの主な天敵である食肉獣オオカ

ミの駆除に邁進した。ところが、森林局雇いのプロのハンターによるオオカミの徹底的な駆除の結果、シカの個体数が激増して、それらが木の芽や若木を食い尽くし、森林の維持管理上の大問題となったことをつぶさに見て、かれは政府の森林保全政策および鳥獣管理方針に疑問を感じるようになっていった。じじつレオポルドは、オオカミをライフルで撃った時の体験を「山のように考える」と題された短いエッセイでつぎのように書いている。

「われわれが（撃った）老いた雌オオカミのところに行ってみると、その両眼から緑色した狂暴な炎がまさに消え去るところだった。その時にわたしが知り、その後もずっと分かっていることは、あの目のなかにはわたしにとって新しい何かがあったということだ。それはオオカミと山にしかわからないものであるということだ。そのときわたしは若くてすぐにも引き金を引きたかった。オオカミが減ればシカが増えるのだから、オオカミが一匹もいなくなれば、それこそハンターの天国になるとわたしは思い込んでいた。しかし、緑色した（生命の）炎が消え去るのを見て、オオカミも山もそんな考えには賛成しないと思うようになった。」（*A Sand County Almanac*, Oxford University Press, 1949, p. 130）

これは象徴的な体験の記述であるが、レオポルドはいつしか人為的管理の考えを改めて自然がもつ絶妙のバランス、いわゆるエコシステムに任せるべきだとの確信を抱くようになっていく。この生態学的な調整システムを後に「土地の健康 *land health*」とよび、その意味での「土地」を倫理的価値のあるものと定式化した。

（b）「土地倫理」

レオポルドによれば、「土地」とはいわゆる経済価値をもつ「地所」のことではまったくないし、また単一の物質的土壌でもない。それは、かれの表現をかりれば「単なる土壌 (soil) ではなく、土壌、植物、動物の循環回路を貫流するエ

ネルギーの泉」である。つまり、人間をも含む自然全体の生態系 (ecosystem) 、あるいは最近使われる用語では生命圏 (biosphere) そのものを指す。したがって、「土地」は大げさに言えば地球の空中・地中の全てを意味する。この意味の「土地」に対してわれわれ人間の取るべき考え方、行動、態度の指針として「土地倫理」が主張される。かれの提唱する土地の倫理基準はこうなる。

「生物共同体 (biotic community) の統合性 (integrity) 、安定性 (stability) 、美 (beauty) を保存する方向にあるときは正しく、そうでないときには誤りである」 (ibid., pp.224-225) と。この基準に則して人間の行為を測るとき、従来型の人為的自然破壊は、エコロジーの視点からはもちろんのこと、倫理的にもあきらかに間違いであることになる。人間は旧約聖書の例のご託宣があろうとなかろうと、現に自然の有する統合性も安定性も美も破壊してきたのであり、まさに自然の征服者・支配者として振る舞ってきた。これに対して、「土地倫理」の倫理則からは全く逆の主張がなされなければならない。いわく「ホモ・サピエンスの役割を土地共同体の征服者から、その中の一構成員、一市民へと変える」 (ibid., p.204) べきであると。そのことがおこるためには、われわれは征服者の驕りをやめて、同じ生命共同体に属する仲間に対する尊敬の念 (respect) 、いやこの共同体そのものに対する尊敬の気持ちを持つことが大事である。レオポルドは従来の「倫理」概念を拡大させ、人間社会をも含み込む生命共同体のなかに適応させようと試みる。この思想にはまた従来の「共同体」概念の拡張の主張も含まれる。共同体の境界は土壌、水、植物、動物を含む土地にまで拡張される。生態学では「共生 (symbiosis)」と名付けられるところの共同体の在りように対して、共生関係の一部を構成する人間 (社会) が自らの行為に科す倫理的規制を、「土地倫理」とよぶ。だから、この「倫理」は、人間以外の構成員には適用も該当もしない。自然は倫理を必要としないからである。しかし、倫理ということばでは表現できないまでも、自然にも生命共同体の維持・促進をもたらすなんらかの手が働いていると言わざるをえない。従来はこれを自然の「摂

理」「神の摂理」といった曖昧な言い方でか、「自然淘汰」「適者生存」など一見科学的な仮説で表してきた。レオポルドの「土地倫理」は倫理概念の拡大であるが、それは同時に曖昧さにつながる。このことに関連して、「土地倫理」を支持するJ・B・キャリコットは、レオポルドの「倫理とは、エコロジーの観点から言えば、生存競争における行動の自由にかせられる制限である」(ibid., p.202) との定義には、D・ヒュームやA・スミスらに呼応するかたちでCh・ダーウィンが唱えた動物の有するソーシャル・センチメント (social sentiment) からの影響があると指摘している。

しかし、たしかに共存する他者を思いやる感覚は本来根源的なものであり、これが種を超えて存在するとの前提で言えば、人間が他の種に対する土地倫理的な共同構成員感覚を全否定する理由はないが、一方では動物界には同種間ですら生存をめぐる闘争がある事実からして、利他的感覚など存在しないと立言もできる。

レオポルドの土地倫理の理念はこうした現実の前に色あせるのだろうか。そもそも倫理とは所詮は理想なのだろうか。そのような論難を予期してか、倫理観念の進化のプロセスについてレオポルドは次のように述べる。

「わたしが事実を正確に読みとっているなら、人間の環境を成すこの第三の要素(土地)へと倫理を拡張することは、進化として可能であるし、生態学的に必然なのである。」(ibid., p.203)

「個人は相互に依存する部分から成る共同体の一員であり、かれの本能は共同体内に自己の場所を占めさせる。しかし、かれの倫理意識は(他者と)共働させもする。」(ibid., pp.203-204)

この共在・共働の契機を自然にまで拡大するとき、共同体の意味も倫理の該当範囲も拡張される。この拡張は、ある意味で生態学的「要請 (postulate)」である。「べき」が「ある」にどこまでも優先するのである。しかし、レオポルドは、カントのように「理性」をここにもちださない。「良心」「責任」といったことばも使用するが、「尊敬の念」とか「愛情」など情緒的・感性的概念も多用する。いわく、

「土地倫理は生態学的良心の存在を反映しており、さらに、土地の健康に対する個人の責任の確信を表している。」

(*ibid.*, p.221)

「土地に対する倫理的関係は、土地に対する愛情、尊敬の念、感嘆の念なしには成り立たない。」(*ibid.*, p.223)

「それを見たり、感じたり、分かり合えたり、愛したり、そういうことができずとも、それを信じたりできるものとの関係にあるときにのみ、わたしたちは倫理的になれるのである。」(*ibid.*, p.214)

これらの引用例からもわかるように、また、上に紹介した経歴からしても、レオポルドに哲学的な該博な知識があったとは推測しがたいし、じじつかれの気質は知的というより感性的である。しかし、この現実的・感性的な性格とフィールド重視の職歴によって、しばしばアカデミズムが陥る観念的思弁からは自由である。

土地は(狭義の意味でもレオポルドの言う意味でも)、何世紀も前から商品として扱われ経済的価値から評価されてきた。この見方を変えなければならぬとレオポルドは考える。土地をわれわれ人間に属する商品と考えるから、人間は土地を濫用する。そうではなく、土地をわれわれ人間がそこに属する共同体とみなせば、人間は土地を愛情と尊敬の念をもって取り扱うことができるのだと、かれは言う。土地を構成する個々の動植物種に関してももちろん同じ対応が必要であることをレオポルドは主張する。この思想にはすでに「自然の権利」理念が明確なかたちで表明されている。われわれ人間が動植物の多くを絶滅させてきたことを指摘して、こう続ける。

「土地倫理はもちろん、これら(動植物種という)資源の改変や管理や利用を止めさせることはできないが、それらが生存し続ける権利(*their right to continued existence*)を、少なくとも場所によっては自然の状態のままに存続することを是認する。」(*ibid.*, p.204)

上に明確なかたちで示された自然の生存権に関しては、絶滅に瀕する希少種の保護を訴える一手段として法律的な場

面で近年日本でも耳にするが、純粹に法的権利の有無をめぐる無味乾燥な論議からでなく、レオポルドのように、動植物種もわれわれも同じ共同体の構成メンバーであるとの基本認識をもとにした、土地倫理的概念としてこれを理解する必要があるとわたしは考える。そのような立場で言えば、貴重種でなく豊富な個体群が確認されたとしても、その場所に生息することじたいを固有の権利として認めることができる。「権利」とは従来「人間の権利」であり、「理性」こそがこれの根拠とされてきた。したがって、人間の生まれつき有する権利として「自然権 (natural rights)」が近世以降の法体系の基本である人権を構成してきた。しかし今日、「自然の権利 (rights of nature)」とうときの権利は、人間にのみ固有の「権利」ではもはやない。同じことばが異なる内容を表すことに混乱と誤解と無理解が生じる理由の一端はあるが、現代の事態はまったく新しい段階に入っていると考えなければならぬ。人間をも含めた自然の権利の根拠となりうる新たな理念は何か。直接的に環境問題からではないが、「理性」に代わる新たな理念として、シュヴァイツァーは前世紀はじめに「生命」を提起した。しかし、現代の環境危機の場面では、生命のない自然物にも存在する権利を認める方向がでてきている。このような道筋で考えると、理性↓生命↓存在というように権利保有の範囲は拡大するが、これらを支える超越者の存在を認めるかどうかという根本問題がある。権利の付与者が人間であるかぎりには、どこまで拡大しても自然物は人間にとって必要な場合にのみ、その生存・存在が認められることになって、結局は人間中心主義に終わる。宗教は人間を超越するなものかを認めるところに成立するから、生存・存在を下支えするのは超越者である。その次元で自然保護を考えるとときにはじめて、人間中心主義を原理的に脱することができるのである。この意味で、環境破壊の思想的根源だとしてリン・ホワイトが広めた旧約聖書の創造神話は、実は人間中心でなくあくまで神中心の自然観であると言わなければならない。ここに、今日のエコロジー問題への宗教からの関与のヒントがあると思うのである。

(c) 環境保全…全体的にか、それとも部分的にか？

一九四四年にレオポルドが書いた比較的短い上記題名のエッセイは、「土地倫理」で明確に示された生命中心主義の立場を先取りしている点で注目される。論文題にあらかじめ表明されているように、自然の保全はそれを構成する一部の種や資源を保護するだけでは無意味であること、まさにわれわれの身体の健康がそうであるように、自然も全体として健康であるときにはじめて十全の機能が発揮できる。これをかれは「土地の健康 land health」とよび、保全とはまさに土地（自然）が健康状態にあるということだと主張する。

この観点からアメリカ合衆国北中部地域の植生の歴史を概観して、外来種の侵略以前は何万年もほとんど動物相・植物相は多様かつ一定であったこと、十九世紀中ごろより、外来種によって種の大変動があったことを指摘する。また、多様性・安定性を保つ土地とは、健康（統一性）が確保されていなければならず、政府の補助金に依存するかたちでの土壌保全は、補助金がカットされた場合農場主が商品作物育成のみに走って、長い目でみれば結局土地が痩せてしまうことを警告している。農業教育の在り方は、農夫に土地保全の技能・技術だけでなく、保全への熱意・情熱を教えることが重要だと述べる。

二 シュヴァイツァーの「生への畏敬」概念の再評価について

環境倫理思想における「生命中心主義」の基礎として、理性を超えたより包括的な価値としての「生命」を、必ずしも環境問題に限定せずひろく現代文明の危機という視点から提起したシュヴァイツァーの有名な（しかし批判も多い）概念、すなわち「生への畏敬」について今日の状況から再評価することは決して時代遅れではない。

よく知られているように、かれは一切の生命のもつ「生きようとする意志」に共通の価値をおいた。「倫理とは、生きているすべてものに対する限界なき責任である」(英訳 *Civilization and Ethics*, p.311) という言葉で、かれの主張は言い尽くされている。

つまりは、シュヴァイツァーは倫理の成立根拠を「生命」に置いているということである。「生命の維持・促進こそが善であり、生命を破壊・阻害することは悪である」とする古典的な倫理命題に回帰したとも言えよう。他者の幸福を尊重し自己の幸福を図るという単純なことは、むしろ議論の上では成り立ち得ようが、実際の生存競争社会では理想であることは誰でもわかる。しかし、生命肯定の立場に立てたからこそ当時の文明や核爆弾に対してかれは根源から批判しえた。同じ生命肯定の視点から、今日の自然破壊や、人間疎外の状況がますます深刻となっている現代社会をみるとき、シュヴァイツァーの「生への畏敬の倫理」は、本来は宗教がめざすべき「すべての存在の全体的な救済」という方向を明確にもっているし、同じ「人間と自然の全体的救済」の思想であるエコロジーを準備したと評価できると思う。

三 環境倫理における人間の「責任」とは？

レオポルドの「責任」が、シュヴァイツァーの「責任」概念に触発されていたことを文献上証拠づける資料はないが、思想的には近親性があることは、以上述べてきたところから類推できる。

では、ジョン・パスモアが『自然に対する人間の責任』のなかで主張する「責任」とは何か。端的にいえば、それは神への応答責任という意味での責任である。Verantwortung も Responsibility も同様に神への応答責任という意味であることはつとに知られている。パスモアは、リン・ホワイトの主張の批判として上の書物を書いたことは明白である。

創世記一章二十八節の「地を従わせよ」を *dominium terrae* の教説と解したことが人間中心主義―環境破壊を招いたとのリン・ホワイト説に対抗して、パスモアは創世記第二章十五節に着目する。ここでは、アダムは神から「これを耕やし守る」よう命じられている。支配でなく保護・管理こそが神からの委託なのであって、創世記記事を根拠にユダヤ・キリスト教が環境破壊の元凶だとするのは誤りだと指摘する。その上で、西欧の人間中心主義を招いたのはストア派の主張などに散見する「世界は人間のために存在するのだ、大地が生産するものはすべて、それを使う人間のために与えられたのだ、それを手中にするのは人間の権利だ」といった人間中心主義至上主義こそ問題だと述べている。

最後に、ハンス・ヨナスの「責任」概念について触れておきたい。ヨナスの主な関心対象は、あたかも神の位置を占める現代科学技術への根源的な批判だとわたしは見る。しかし、近代以降の科学技術が行き着いた悪しき結果として今日の環境破壊の現状に対しても、ヨナスは「未来世代に対する責任」問題としてこれをとりあげている。したがって、かれの場合にもやはり「責任」概念が成立する場合は「生命」だと思う。それが将来の「生命」である点がこれまでになかった視点であろう。

〔付記〕

本稿は二〇〇一年十一月三日に開催された静岡大学哲学会にて発表したさいに配布した文章である。口頭での追加発表を文章化することができなかったため、編集部の求めのままに、ほぼ当日配布したかたちのまま、ここに掲載させていただく。

なお、本発表内容を含む環境思想に関する筆者の現在のまとまった論文は、二〇〇二年五月刊行の『宗教の根源性と現代 第三巻』所収の、筆者による「宗教とエコロジー」を参照していただきたい。

(はが なおや 静岡大学農学部教授)